

平成29年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

《株式会社有馬温泉企業》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項</p> <p>① 契約に関する事務</p> <p>ア 行政財産の使用について適正な手続きを行うべきもの</p> <p>本市極楽泉源については、平成17年度以降各旅館が車両（タンク車）に温泉を積載し運搬することにより供給を行っており、そのために会社が貯湯タンク、ポンプ、給湯管及び電気配管、給湯スタンド等の給湯施設を同泉源に隣接する本市の行政財産である土地等に設置し、施設設置費用の回収等のため同泉源を利用する各旅館から施設利用料を受け取っている。なお、温泉の供給に対する使用料は各旅館が本市へ直接支払っている。</p> <p>会社は本市の行政財産に給湯施設を設置しており、本市公有財産規則では、行政財産の使用許可を受けようとする者がある場合、本市の部局の長は使用許可申請書を提出させなければならない。また、使用を許可した場合は使用許可書を交付しなければならないと規定されている。しかし、本市と会社の間には行政財産の使用に関して使用許可の手続きは行われていなかった。本市所管局及び会社は、行政財産の使用について規則に基づき適正な手続きを行うべきである。</p>	<p>本市極楽泉源から各旅館へ温泉を給湯する際、本市の行政財産である土地に、有馬温泉企業所有の給湯施設を設置しているものであり、これら給湯施設について、行政財産の許可の手続きが行われていないため、市と有馬温泉企業で、行政財産の使用についての規則に基づき、当該土地の評価額の算定等、適正な手続きを行っていき、30年度中には完了するよう努める。</p>	<p>措置方針</p>